

令和6年2月19日

諮問番号：令和5年度諮問第2号

答申番号：令和5年度答申第1号

## 答申書

令和5年11月16日付け上行第280号をもって上尾市長から諮問があった「上尾市長が行った令和5年5月1日付けの令和5年度固定資産税・都市計画税賦課決定処分（以下「本件処分」という。）についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）に係る事件」（審査請求人 ○○○○）について、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求について、棄却されるべきとの審査庁の裁決の考え方は、妥当である。

### 第2 審査関係人の請求の趣旨及び主張の要旨

#### 1 審査請求人の請求の趣旨及び主張の要旨

##### (1) 本件審査請求の趣旨

本件処分にかかる納税額の大幅な減額の裁決を求める。

##### (2) 審査請求人の主張の要旨

ア 「市街化区域に該当するも接道が旧道のままであり、上尾市による道路の拡張工事及び下水整備がいまだ行われず、一切の開発行為が出来ない状況に置れている。」

イ 「また、日々の道路整備を一切行わないため道路が山林化しており機能を果たしていない。上尾市の行政活動の怠慢が数多くみられる為。」

#### 2 処分庁の弁明の趣旨及び主張の要旨

##### (1) 弁明の趣旨

「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

##### (2) 処分庁の主張の要旨

ア 本件処分に至るまでの経緯について

令和4年3月29日、地方税法第410条第1項の規定により、処分庁は、固定資産評価員から受理した評価調書に基づいて固定資産の

価格等を決定し、令和4年3月30日、法第411条第1項により、決定した固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録した。令和5年5月1日、処分庁は、固定資産課税台帳に登録された固定資産の価格等に基づき、本件処分を行った。

イ 本件処分について

本件処分は、固定資産評価基準に基づき本件土地の評価額を決定し（法第403条第1項）、経緯のとおり法令に基づいて決定した。

ウ 減免について

固定資産税の減額については、法第367条に「市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において固定資産税の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、固定資産税を減免することができる。」と減免について規定されている。

また、上尾市税条例（昭和30年1月1日条例第13号。）第71条においては、「市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。」として以下の1～4号を規定している。

1号 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産

2号 公益のために直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く。）

3号 市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産

4号 前3号に掲げるもののほか、特別の事由があるもの

本件審査請求では、本件道路が拡張・整備されていないこと、下水が整備されていないこと及び本件土地で開発行為ができないことを指摘しているが、これらの事情は条例第71条各号に規定される減免の要件に該当するものではない。

以上の事から、本件土地は減免に適用される要件を満たしていないため、本件土地の固定資産税を減免することはできない。

### 第3 諮問に係る審査庁の判断

- 1 審査庁は、審理員意見書により本件審査請求を棄却することが適当とある。

- 2 審理員の意見の概要は、以下のとおりである。  
処分庁の主張及び反論と同じ理由により、本件処分は適法なものであり、  
審査請求人の請求は棄却されるべきである。

#### 第4 調査審議の経過

令和5年11月16日 審査庁より諮問  
令和5年11月30日 調査審議  
令和6年 2月 5日 答申に係る審議

#### 第5 審査会の判断の理由

審理員意見書記載のとおり処分庁の主張が妥当である。  
よって、審査会の結論記載のとおり答申する。

答申に関与した委員

上尾市行政不服審査会

木村 裕二

布施 俊輔

飯島 宏之